

# 「美し国みえ」プロモーション業務仕様書

## 1 業務名及び適用範囲

---

「美し国みえ」プロモーション業務（以下「本業務」という。）  
本仕様書は三重県が業務受託者に委託して実施する本業務に適用する。

## 2 業務の背景及び目的

---

三重県では、令和6年5月に「三重県プロモーション推進方針」を策定し、統一感のある全庁的なプロモーションを行うことにより、三重県全体の認知度向上につなげていけるよう取り組むこととしている。

その際には、三重県全体の魅力やアイデンティティを端的に伝えるようなプロモーションを行うこととしており、「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信により、今後、「三重県といえば美し国みえ」（うましくにみえ）というイメージをもってもらえるように、中長期的な視点で「三重県」という地域そのものの魅力や価値を広く浸透させ、「三重県」全体の認知度を高める効果的なプロモーションに取り組むこととする。

## 3 業務期間

---

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務実施体制

---

### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

## 5 業務内容

---

### 【1】「美し国みえ」ウェブサイト（ランディングページ（以下LPという。））の作成

LPを制作し運営する狙いを、「ユーザーにLPを閲覧してもらうことによって、「三重県といえば美し国みえ」というイメージが認識され、「三重県」の認知度向上につながる。」とする。そのうえで、以下の（1）～（5）に示す内容を満たすものを提案し、作成すること。

#### (1) LPの機能要件、使用用途等

##### ア 基本方針

- (ア) あらゆる年齢の方が見やすく、魅力的なデザインとすること。
- (イ) ユニバーサルデザインについて十分配慮したものであること。
- (ウ) スマートフォン、タブレット等に対応したレスポンシブウェブデザインで作成すること。
- (エ) 保守性、可用性、拡張性に優れたサイトとなるよう設計すること。

## イ LPの主な使用用途

主な使用用途はWeb 広告配信におけるランディング先等として活用する。また、今年度は、SNS・インターネット等を活用した広告配信を実施し、ランディングさせたユーザーに期待する行動として、「三重県といえば美し国みえ」として三重県を認知したうえで、ユーザーが興味をもつそれぞれの分野（観光、県産品、移住、就職など）の三重県関連サイトへ遷移することである。（例：観光サイトへの遷移、移住サイトへの遷移等）

## ウ LPの構成等

(ア) 三重県（※1）が、「美し国（※2）」と呼ばれてきた意味やそこに込められた思い・精神性（P 8以降に※1、※2の参考記述あり）を参考にしながら、「美し国みえ」のコンセプトや「三重県といえば美し国みえ」というイメージを効果的に浸透させていくために、多くの人へ訴求するメッセージを検討し作成すること。上記を伝えるうえで、効果的なデザインや写真、キャッチコピー等も用いて表現すること。

また、別事業で作成を予定している「美し国みえ」のロゴマークに込めたコンセプト等と連動するよう留意すること。（ロゴマークのコンセプトの情報は契約締結受託者に後日提供する。）

(イ) 構成に必要な写真・デザイン等（例：三重県内の歴史、文化、自然、伝統、食等）は、提案をもとに原則受託者で準備を行い、三重県と協議のうえ決定すること。ただし、別事業で作成を予定している「美し国みえ」のロゴマークを当LPに掲載する想定のため、ロゴマークを配置できるページ構成を考えること。（ロゴマークのデータは、契約締結後受託者に後日提供する。）

(ウ) ページ内は、利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインとすること。

(エ) 作成するLPについては、日本語ページ及び英語ページとする。ただし、英語に翻訳したページを作成する際、後年度に維持費用が発生しない方法で対応すること。

なお、英語ページの作成については、受託者にてネイティブによる翻訳またはチェックを実施することとし、県と協議のうえ完成させることとする。

(オ) 必要に応じて関連するウェブサイトのバナーを設置できるようにすること。なお、バナー数は5程度を想定している。

(カ) 当サイトのバナーを作成すること。

(キ) リンクシェア機能をつけること。

(ク) 県公式 YouTube に掲載している下記の三重県プロモーション動画について、適切なサムネイル画像等も用いてYouTube のリンクをサイト内に埋め込むこと。（サムネイル画像については県から提供する。）

①「美し国で過ごす三重」～M I E Beautiful time ～

[https://www.youtube.com/watch?v=dYX47j99e\\_k](https://www.youtube.com/watch?v=dYX47j99e_k)

②「美し国で過ごす三重」～M I E Beautiful time ～ ダイジェスト版

<https://www.youtube.com/watch?v=BXTqGfbFCGM>

③Spending time in the Land of Beauty, Mie.～M I E Beautiful time ～  
English ver（美し国で過ごす三重）

<https://www.youtube.com/watch?v=x11uZtdGw00>

(ケ) サイト閲覧者にかかるアクセス解析ができるようにGoogle Tag Manager（以下「GTM」という。）

及びGoogle アナリティクス4（以下「GA4」という。）を導入及び設定すること。

なお、GTM 及びGA4は無償で利用できるもので対応すること。

また、Google アカウント情報は契約締結後に後日提供する。

- (コ) 著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。後年度以降に著作権の使用料等が発生しないようにすること。

#### エ アクセシビリティ

三重県ウェブアクセシビリティ方針をふまえ、高齢者や障がい者を含めて、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、アクセシビリティを確保すること。

(参考) 三重県ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOH0/HP/guide/index.htm>

#### オ サイトのセキュリティ対策

(ア) 外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある行為を受けないよう対策を講じること。

(イ) セキュリティ対策の作業手順（報告ルール等）を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに県に報告し、対策を講じること。

(ウ) サイト全体を常時SSL化すること。

#### カ その他留意事項

(ア) 特定のブラウザの固有機能に依存しないように留意し、パソコン及びスマートフォン等で使用可能な最新のブラウザでウェブサイトを表示できること。なお、下記ブラウザの新バージョンがリリースされた場合、対応を行うこと。

・Microsoft Edge ・Firefox ・Safari ・Chrome ・Mobile Safari

(イ) 利用者がウェブサイト画面を印刷した際、A4縦置きサイズに収まること。

(ウ) 公開後のページについて、軽微な修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を職員ができるようにすること。またそのマニュアルを作成すること。

(エ) アクセス件数の把握、アクセスログ管理が容易にできるようにすること。

(オ) キーワード検索の際に上位に表示されるようSEO対策（検索エンジンの最適化）を施すこと。

ただし、スパム行為など検索エンジン会社のルールに反することは行わないこと。

(カ) ウェブサイトの正式な公開前に、外部からアクセスできないようにすること。

(キ) ウェブサイトについては、以下の内容を満たすよう構築すること。

- ・レスポンス時間は3秒以内であること。
- ・年間稼働率が99.9%以上であること。
- ・サイトコンテンツのデータ容量は上限30GB程度とすること。

(ク) 後年度の保守管理費等の維持管理費が発生しないようCMSは導入しない。

なお、静的なページを想定しており、管理画面（情報更新を行うためのプログラム）は作成せず、情報更新が必要な場合は、直接HTMLを編集する想定である。

(ケ) LPの公開後は、委託期間内に広告配信を予定しているため、本業務の委託期間内の保守管理については、受託者にて対応すること。（保守管理費は契約金額の範囲内で実施すること。）万が一、サイトやシステムに異常や障害が発見された場合は、受託者にて対応すること。

(2) ウェブサイト公開用のサーバについて

サーバ環境等について三重県の環境を使用すること。なお、三重県の環境については別紙「三重県インターネット統合サーバ仕様書」を参照すること。

(3) ドメインの取得

本サイトの URL は本県で `pref.mie.lg.jp` のサブドメイン(例:<https://www.●●.pref.mie.lg.jp>)を取得する予定であるため、三重県が取得したサブドメインでサイトにアクセスできるよう設定すること。また、サイトは常時SSL対応を想定していることから、県がサーバ証明書を用意する予定である。

(4) ウェブサイトの構築及び動作確認

ア ウェブサイト構築の仕様が分かるような設計書（ドキュメント等）を作成すること。

イ ウェブサイトの構築及び動作確認を行い、ウェブサイトの開設までに担当職員が軽微な修正を行うための操作研修を行うこと。

※ウェブサイトは、2月中旬頃を目途に開設することを想定しているが、業務の進捗状況等も鑑みて具体的な時期は、県と協議するものとする。また、開設までに事前にテスト環境等にて開設時の状態を確認できるようにすること。

ウ GTM 及び GA4 の操作マニュアルを整備と担当職員への操作研修を行うこと。

(5) その他

ア 契約期間終了後の引継ぎについては、CMSを導入しないため、次年度以降軽微な編集が発生した場合など、県が管理者として職員で修正等が必要な場合に備えて、運用、編集等が簡易にできるようマニュアルを作成すること。

イ LPの構成等において、他に魅力的な提案があれば積極的に行うこと。ただし、県のサーバ環境を使用し、後年度の保守費用等が別途発生しないようにすること。

## 【2】「美し国みえ」リーフレットの作成

企画・関係者との調整・編集・印刷等の製作に係る業務一式を行うものとする。なお、作成するリーフレットは以下の(1)～(8)に示す内容に留意すること。

(1) 三重県を知らない方等に「三重県といえば美し国みえ」というイメージを浸透させ、三重県の魅力を端的に伝えるために、「美し国みえ」のLPで発信する内容と連動した、リアルイベント等において配布ができる三重の魅力を紹介するリーフレットを作成、印刷する。

なお、構成に必要な写真・デザイン等(例：三重県内の歴史、文化、自然、伝統、食等)は、提案をもとに原則受託者で準備を行い、県と協議のうえ決定すること。ただし、別事業で作成を予定している「美し国みえ」のロゴマークを掲載する想定のため、ロゴマークを配置できるページ構成を考えること。(ロゴマークのデータは、契約締結後受託者に後日提供する。)

また、当事業で作成するLPの二次元バーコードも掲載すること。

- (2) 規格：A4判（A3用紙を2つ折り）4ページ（表紙・裏表紙込、本文2ページ）  
両面印刷
- (3) 刷色・品質：フルカラー、印刷する紙質は企画提案をもとに三重県と協議のうえ決定する。ページ構成を検討のうえ適切な紙質を選定すること。
- (4) 仕上がりサイズはA4判縦型とし、展開サイズはA3横型とすること。
- (5) 作成するリーフレットについては、日本語版及び英語翻訳版とする。  
なお、英語翻訳版の作成については、受託者にてネイティブによる翻訳またはチェックを実施することとし、県と協議のうえ完成させることとする。
- (6) みえ・グリーン購入基本方針に準拠すること。内容は下記三重県ホームページを参照すること。  
<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOKAKU/HP/84547044152.htm>
- (7) 制作部数：日本語版800部、英語版：200部の合計1000部
- (8) その他  
印刷の規格、品質等は上記を基本として、視覚的にも、内容的にも、紙質も含めて特別感を抱かせるリーフレットとするため、ページ構成、紙質などについて提案をもとに県と協議のうえ決定し作成する。

### 【3】当事業で作成したLPに誘導するSNS・インターネット等を活用した広告配信

「三重県」という地域そのものの魅力や価値を広く浸透させ、認知度向上を図るため、作成したLPへ効果的に誘導する広告配信を実施する。なお、広告配信にあたっては次の点に留意すること。

- (1) 広告配信での遷移先は日本語ページとすること。
- (2) 広告配信におけるターゲットについては、首都圏における「三重県」の認知度向上を図るために、首都圏在住の20代～50代でスマートフォンを使ってアプリやウェブサイトを利用する者をメインターゲットとするが、詳細なターゲットの設定は、企画提案コンペでの提案をもとに、県と協議のうえ決定することとする。
- (3) 広告配信を行う目的として、ユーザーにLPを閲覧してもらい、「三重県といえば美し国みえ」というイメージをまずは認識してもらうこととする。そのうえで、観光、三重県産品、移住など何かしらで三重県に興味をもってもらうことで、LP上から三重県の関連ページ（バナーを通じて）へ遷移してもらいたいと考えている。上記の目的とそれに付随するKPIを達成するために、配信するターゲットのニーズにあわせて、動画広告やディスプレイ広告等、業務効果の最大化を図るために最適と考えられる媒体・手法において広告配信を行うこと。媒体は本業務の目的達成に最適な2種類以上で出稿を行うこととし、広告配信用アカウント等の開設は受託者が行うこと。ただし、2種類以上の使用媒体のうち、YouTubeによる動画広告は必須とし、使用する動画は、三重県公式YouTubeチャンネル「チャンネル三重県」に掲載している下記動画を使用すること。

なお、Youtube 広告の手法（インストリーム広告、インフィード広告等）については、下記動画を活用して最適と考えられる手法を提案をもとに、県と協議のうえ選択すること。

・「美し国で過ごす三重」～MIE Beautiful time～ ダイジェスト版

<https://www.youtube.com/watch?v=BXTqGfbFCGM>

- (4) 広告配信にあたり掲出する画像やアニメーション、動画等（以下、「クリエイティブ」という。）の作成にあたっては次の項目に留意すること。

- a. 広告を配信するデバイス（iPhone、Android 等）に応じてクリエイティブの掲出が最適化されるようにすること。
  - b. クリエイティブの作成時期や内容については、契約締結後に受託者にて作成し、県と協議のうえ決定する。
  - c. クリエイティブの作成にあたって必要な写真やイラスト、動画等の素材について、著作権の帰属等の必要な権利手続きを含めた調達業務の一切は受託者が行うこととする。
  - d. クリエイティブの内容は広告配信の目的に照らし合わせたくて、ターゲットのニーズに適合したものをデザインとすること。
- (5) 広告価値を毀損させる「ビューアビリティ」、「アドフラウド」、「ブランドセーフティ」等については確実に対策を実施したうえで、広告配信前にその内容を県に報告すること。
- (6) 広告経由のセッション数の下限については 10 万回を目安として設定すること。
- (7) 広告配信は、令和 7 年 2 月中の実施を想定し、実施後は、速やかに配信結果の速報値が出せるよう LP 作成等も含めたスケジュール計画を立てること。実際の配信開始日等は業務の進捗状況も考慮しながら、受託者のスケジュール計画をもとに県と協議のうえ決定する。
- (8) 広告配信する媒体ごとの KPI を設定し、業務の成果や課題等についての効果検証を行い、県に報告及び助言を行うこと。効果検証、県への報告及び助言については、次の点に留意すること。
- a. 導入した GTM 及び GA4 を活用した分析を行うこと。
  - b. インプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等の分析を行い、実績報告書に取りまとめるとともに、次年度以降に県が SNS・インターネット広告によって、効果的に実施する場合の県への適切な助言等を行うこと。

#### 【4】独自提案

本業務の目的を達成するために効果的な提案があれば積極的に行うこと。

企画提案コンペで提案を行った取組については、県と協議を行ったうえで実施し、実施にかかる経費は契約金額内で行うこと

## 6 打合せ

---

- (1) 受託者は、本業務を施行するに当たり三重県と綿密な打合せを実施し、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。
- (2) 少なくとも月 1 回は打合せを行い、事業の進捗及び作業内容の説明・協議等を行うこと。
- (3) 受託者は打合せの都度、三重県と受託者が相互に共通の認識が図られるよう、適切な資料及び議事録を作成・提出し、三重県及び受託者において保管するものとする。
- (4) 打合せは対面形式以外にも、オンライン形式等も考慮して実施し、打合せに必要な費用は契約金額に含むこと。

## 7 納品物品

---

### (1) LP 作成関係

① LP のコンテンツデータ（HTML 形式）（バナーデータも含む） 1 式

※日本語ページ、英語ページともに記録媒体（DVD-R 等）に格納して納品すること。

② システム運用、操作マニュアル（GTM 及び GA4 含む） 書類 2 部、電子データ 1 部

- ③ウェブサイト設計書（システム構成図・ファイル一覧等） 電子データ 1 式  
※②③の電子データは、記録媒体（U S B 等）の電子媒体に格納して納品すること。

## (2) 「美し国みえ」リーフレット関係

- ①印刷したリーフレット（カラー印刷） 1000 部（日本語 800 部、英語 200 部）  
②リーフレットの電子データ（日本語、英語） 1 式

※電子データは、今後増刷が必要な場合に備えて適切に増刷可能な形式で納品すること。

## (3) 広告配信関係

- ①広告配信の実施結果、分析結果 書類 2 部、電子データ 1 部  
②次年度以降、広告配信等実施するに係る県への助言、提案等 書類 2 部、電子データ 1 部

## (4) 委託業務実績報告書（ウェブサイト構築、リーフレット制作、広告配信等事業全体）

書類 1 部、電子データ 1 部

## (5) その他県が指示するもの

※上記納品物品の提出期限は、(1) は令和 7 年 2 月 14 日（金）までとする。(2) については、令和 7 年 3 月 14 日（金）までとする。(3) については、令和 7 年 3 月 25 日（火）とする。それ以外については、委託業務完了の日から起算して 10 日を経過した日または令和 7 年 3 月 31 日（月）のいずれか早い日までに提出して完了検査を受けること。ただし、(1) (2) の期限については、別事業で予定をしているロゴマーク作成等の進捗によって、影響を受ける恐れがあるため、県と受託者で協議のうえ、柔軟な対応をすることとする。

## 8 全体留意事項

- (1) 契約の日から起算して 5 営業日以内に、業務の推進体制、役割分担、スケジュールその他業務実施について定めた「業務実施計画書」を三重県に提出し、承認を受けたうえで業務に取り掛かること。
- (2) 原則として、県と合意した「業務実施計画書」に従って作業を実施すること。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合は、県と協議し、「業務実施計画書」を再提出の上、承認を得ること。
- (4) O A 機器、机、椅子及び電話等の事務環境は、必要なものを受託者が用意すること。また、環境整備、作業場所（委託者が提供する場合を除く。）及び電話等の通信費等委託業務実施に要する一切の費用は、全て受託者の負担とする。
- (5) 本業務により新たに生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）については、成果物の引渡しをもってすべて三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに三重県にその旨を書面により報告すること。
- なお、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (6) 本業務を処理するための個人情報及び三重県の機密事項の取扱いについては、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。

万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合や第三者に業務を一部委託する場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

- (7) 受託者は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (8) 本業務において想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）」を順守して業務を行うこと。当該ポリシーに接触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、県に報告を行い、指示のもと速やかに対応すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、速やかに三重県まで連絡し、協議の上、決定すること。
- (10) 業務完了後、1年以内に受託事業者の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、これに要した費用はすべて受託事業者の負担とする。
- (11) 障害対応を実施した場合において、受託者は県が指定する期日までに、障害が生じた具体的内容、原因、実施した対処措置等を取りまとめた報告書を提出すること。
- (12) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、三重県と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。
- (13) 委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (14) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5年間保存すること。

## 9 監督及び検査

---

契約条項の定めるところによる。

## 10 環境への配慮事項

---

業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。

基本方針URL

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

### 【参考】

#### ※1 三重県について

三重県は、江戸時代まで伊勢、伊賀、志摩、紀伊、4つの国から成り立ち、自然や歴史・文化を大切にしながら、地域性豊かな文化が育まれてきた地です。知恵と工夫で新しいものを生み出し、発展してきた三重県には、単に海や山の自然が美しい、食が美味しいというだけでなく、心も満たされる地であるという精神性が今日まで続き、持続可能性のある魅力的な地域であるといえます。

#### ※2 「美し国」とは

---

三重は海や山の豊かな自然に恵まれ、人が暮らすのに理想的な地域として、古くから「美し国」と呼

ばれてきました。また、日本人の精神文化・生活文化の源流ともいえる「伊勢」、「熊野」を有し、「このころのふるさと」として、人々を魅了し、多くの人々が三重の地を訪れました。さまざまな街道や海の道を通した、諸国との文化や情報の交流は、三重の各地に豊かな文芸・芸術や産業を育み、それらは、また、全国に発信されていきました。

太陽と月と大地、そして、それらがもたらす山の幸・海の幸・野の幸への感謝、自然と共に生きてきた日本人の暮らしの原点を今に伝える歴史的・文化的資産の存在。また、その感謝の気持ちを「おかげさま」という端的な言葉で暮らしの中に受け継いできた人々。まさに三重は、人と人、人と地域、人と自然の“絆”が保たれてきた地であると言えます。

\* 「美し国」

文献では「日本書紀」巻六 垂仁天皇 25年3月の条、天照大神の祭祀（天照大神をお祀りする宮地を探す）を倭姫命に託した次の一節に初見されます。

【日本書紀原文】

是神風伊勢国則常世之浪重浪帰国也、傍国可怜国也。欲居是国。

【意味】

この神風の伊勢国は、常世の波がしきりに打ち寄せる国である。大和の傍らにある国で、美しいよい国である。この国におりたいと思う。（と伊勢の地まで来られた倭姫命に天照大神が告げられました。）

なお、「美し国」という言葉には、伊勢国が永久の理想郷とされる「常世」に隣接する、「心の満たされる地である」という意味も含まれていると言われています。

つまり、「美し国」とは海や山の自然に恵まれ、また、心が満たされる、まさに、人が暮らすのに「理想的な地域」であるということができるとはならないでしょうか。

（出典、参照 『美し国おこし・三重』基本構想「美し国おこし・三重」実行委員会）